

第十三回 参議院農林委員会會議録第五十四号

昭和二十七年六月十九日(木曜日)午前
十時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
加賀 操君
山崎 恒君

委員

池田宇右衛門君
滝井治三郎君
宮本 邦彦君
飯島連次郎君
片柳 眞吉君
島村 軍次君
三浦 辰雄君
三橋八次郎君
小林 亦治君
松永 義雄君

衆議院議員

井上 良二君

政府委員

平川 守君

農林省農地局長

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君
会専門員

本日、の會議に付した事件

○飼料需給調整法案(衆議院送付)

○農地法案(内閣送付)

○農地法施行法案(内閣送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

本日は先ず最初に飼料需給調整法案について提案者から提案理由の説明を求めるところにいたします。本法案は衆議院議員井上良二君外九十五名の発議であります。提案者を代表して井上議員から提案理由の説明を願うことにいたします。

○衆議院議員(井上良二君) それでは私から提案者を代表いたしました。今予備審査をお願いすることになりまして井上良二外九十五名提出の飼料需給調整法案につきまして提案の理由を御説明いたします。

只今議題と相成りました井上良二外九十五名提出飼料需給調整法案につきまして提案理由を御説明いたします。

御承知の通り、畜産振興と農業の畜化は、戦後新しい農業政策の一環として大きく取上げられて参りました。が、特に食糧政策上、或いは国民食生活改善の見地から、家畜の増殖、有畜農家の維持創設が重要な問題として検討され、その計画も漸く軌道に乗り始めましたことは誠に喜ばしいことと思ふのであります。然るに最近の飼料需給とその価格の事情は極めて不安定でありまして、関係当局の懸命の努力も、又当局から関係業者に対して禁せられた再三の自粛価格要望も、遺憾ながら殆んどその効なく、万一のまま放置いたしますならば、有畜農家の飼料購入難を通じて、折角の家畜増殖計画も行詰まるのはかなき事態に立至りますことは、火を見るよりも明らかなことと存するのであります。

申上げますまでもなく、この飼料需給の不安定と価格の高騰は、年々増殖されず家畜の頭数に比較し、飼料の絶対量が不足しておりますことが根本的な原因でありまして、自給飼料、購入飼料の積極的増産、飼料輸入の増加によつてその根本的な解決を図らねばなりません。が、何と申しましてもそれらの政策が完全に実施され、飼料の供給が充分になりますまでにはなお相当な時日を要することであり、当面する有畜農家の飼料難を除去いたしますためには、どうしても国の手によりまして飼料の需給を調整し、価格の安定を図る方法を講ずる必要があるのであります。又特に「ふすま」等につきましては、麦類の輸入又は政府管理に際して莫大な補助金が支出され、それらはすべて国民の租税負担によつて賄はれてゐるわけでありまして、政府の手から売り渡された麦類について生ずる「ふすま」は、当然安定した価格で飼料消費者の手に渡ることとなければならぬと存じますので、これらの諸点を勘案いたしまして、当分の間、国が飼料の需給調整を行うことが最も妥当な方法であると存じ、ここに飼料需給調整のための立法措置を講ずることとしたのであります。内容の主な点につきまして御説明申し上げます。第一に、政府は農林大臣が定める特定飼料需給調整計画に基づきして一定量の飼料の買入、保管及び売渡を行い、買入及び売渡しは農林大臣が定める標準価格によつて行うこととし、

買入及び売渡しはの時期、数量、種類等については需給計画で定めることとしたのであります。

第二に、飼料の売渡しにつきましては、原則として入札の方法により一定の価格以内で売渡し規定を設け、又売渡しの当つて政府が必要な条件を附することができるとし需給の円滑を期することとしたのであります。

第三には、農林大臣が必要に応じて飼料の製造、販売、輸送、保管及び消費等に関する報告を徴し得ることとし、第四に、以上の諸項目を最も適正に実施し、且つ関係者の意見を十分尊重するため飼料需給調整審議会を設けることとしたのであります。

以上がこの法案の目的及び内容の概略であります。畜産振興の上から、又農業政策全般からみましても飼料の問題は極めて重要であると存じますので、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決下さいようお願い申し上げます。次第であります。

○委員長(羽生三七君) 本案につきましては質疑を後に譲ります。

○委員長(羽生三七君) 昨日に引続いて農地法及び同施行法案について質疑を続行することにしたのであります。

○松永義雄君 昨日に引き続きして第二十四条の解釈についてこれを明らかにしておきたいと思うのであります。第二十四条を讀下して参りますと、主作物の価額の二割五分以下の小作物を納めた小作農は減額の請求はできるの

かどうかという点をお伺いいたします。

○政府委員(平川守君) 小作物の額の原則につきましては、これは定額金納で一定の市町村農業委員会が定めた額を超えない範囲の一定の制限があるわけでありまして、従いまして一般には一割五分を超えないというようなことはないわけでありまして、たゞ、非常なデフレーションでありますとか、或いは災害等の関係で主作物の生産額そのものが通常の生産よりも非常に減産をした、或いはその価額が非常に下つたというような場合には、小作物のほうが取獲の額に比べて割合が高くなつておる、相対的に高くなつて来る。そういう場合にその一割五分の程度までは減額を請求することができると、こういうわけでありまして、普通の小作物は当然一割五分以内のところに法定されておるわけでありまして、従つて御質問のような場合は一般的には起らない、そういう特殊の場合に起つて参るわけでありまして。

○松永義雄君 只今御答弁によりまして、私の質問する場合は特殊の場合であつて一般的でない、こういうお話のように聞いておつたのですが、例えば「こぼろ」なら「こぼろ」を例にとつてみればよいと思う。東京の市場へ持つて来て運賃その他の費用を加算すると、一つには商売にならない、合わな

い、で、収入はあるけれども収益にはならない、利益にはならない。そういう場合においてもなおかつその売上金

額というもののうち一割五分をどうしても納めなければならぬということになるのかどうか。

○政府委員(平川守吉) つまり小作料の額そのものは、通常その畑において生産される作物、それにその土地で売った場合の値段、こういうものを掛けますという、実際この畑一反歩からは年にどのくらいの収入が、収穫があるものと、こういうことがわかるわけですね。それに対して小作料のほうは、それから比べれば一割五分よりははずつと下のところに通常きめられておる。で、例えば具体的に「ごぼう」とか、「なす」とかいうような、そういう作物のどれを栽培するのが有利であるかどうか、市場の関係その他でここぞという作物を植えるのが有利であるかどうか、或いはそういう作物を植えて今の市場価格で引合ふかどうかというようなことは、これはいろいろ当該の農家において選択をしなければならぬ問題であると思いますが、ともかくそこで恐らく一番有利と思われるものを植えるわけであると思う。少くとも畑であれば、麦とか、「いも」が植わると、そういう前提で小作料というものはきまつて、かなり低いところに統制されておる。で、この一割五分云々というものは、それが通常予想されるよりも非常に値段が下落したとか、或いは非常に災害で収穫が落ちたとか、こういう異例の場合においては小作料のほうが一割五分を超過する程度に、小作料のほうは考へておられますから、それを超過する程度にまで減産があつたとか、或いは値段が急に下つたとか、こういう場合にその当該年度について小作料をもう少し引いてもらいたいという要求ができるという、これは臨時的な場合を想定した二十四条というのは規定であるわけですね。一般的にお話するようなこの作物を植えて引合ふか引合わないかというものは一般の小作料の統制そのもののほうで、この農地について、最高この程度の小作料しかとれないというようなことは二十一一条の一般の規定で定められるわけですね。

○松永義雄君 又あとへ戻つて質問したいのですが、この二十四条の米はまた統制になつてゐるし、麦は買上価格の統制見たいなものになつてゐる。そこでその価格の算定法というものは、一応農民の生活というものは見られてゐるわけですね。そこから二割五分を引いてもなおかつ農民の生活は立つし、客観的に言へば再生産費もそこから出るといふふうに考えられて、そしてそれから二割五分を引いても差支えないとする。小作人もいいし、地主もいいのだ。ところがこの二行目になりますと、これは自由販売の問題、だから販売価格は保障されておらないのです。おらないのに再生産費を切るし、或いは通常の生活費も切るといつたような非常な低い値に落ちたときでも一割五分の小作料を納めなきゃならぬのか。只今農地局長の答弁だということ、どうも収入というものを対象にして利益とすることを頭においておられないやうな感じがする。どんなに災害をこうむつても、収入があればその一割五分と……私の言うのは生活なり或いは再生産費を見込んだその一割五分と、こういうふうな価格が算定され、その前提になるのはいいのですけれども、そういうことがないのです。それは収入は上りますよ、どんな不作だつたつ

て、「ごぼう」の一本や二本は残ります。残る「ごぼう」の一本から一割五分を引いて納めなきゃならぬのか、こういうことを聞いてゐる。そういうふうなこの規定の解釈はなるのじやないかと思う。ならなきゃいいのですよ。何ものならなきゃ構わない。そういうふうになるのじやないかと思う。それから一般の場合とおしやるが、これはデフレというものは農林省の歴史をひもといて見ればすぐわかる通り、農産物の下落というものは一時的の現象でなく、常時起り得る現象であるということ、常時起り得る現象であるということ、これはよくわかつてゐることなんです。これがあるがために問題が起きたということは、しばしばここで私が言うておることなんです、いい加減に言うておるのじやない。終戦後土地が減少したからとか、人口が殖えたから決して農産物は下がらんだと、そういう考へで言われてゐるらしいが、それに対しては、私だつて又それに対する理論に対してはこつちも反駁の理論は持つております。そういうこの問題の直接、埒外のこととは別に、問題は、私の聞いているのは、生産者が利益の如何に、有無にかかわらず、その収入に対して一割五分というものをとられるのかどうかという、一割五分以下には下げられないのかどうかということ、を聞いておる。ただそれだけです。

○政府委員(平川守吉) 御質問の点が、多少私の答弁と食違つてゐるかも知れませんが、つまりこの法律案の建前というものは、小作料というものはすべて定額金納に定めるといふことになつておるわけですね。従つてこれはむしろ逆に耕作者を保護する意味において、昔のような物納小作料というものは非常に小作者に不利であるということとで定額金納ということに納める。而も金額は非常に低いところに押えてゐるわけですね。大体申せば総収入の五割ぐらゐのところに押えてゐる。ところがこれはそういう原則であります。今度、この原則を貫きます以上は、今度は耕作農民において、その年の収穫が多かつたか、少かつたか、或いは価格が上つたか、下つたかというふうな危険は耕作農民が負担するというのが建前であります。原則としてはその危険は耕作者が負担するのだ。併しお話をしようにデフレーションがずつと来て、例えば農産物価格が一般的に半分に下落した、こういうふうなデフレーションが流れたような場合には、この二十一条のほうで小作料の基準を動かします。従いまして一般的にその場合には全国的な小作基準というものが今度は下つて参りますから、やはり総収入に対する五割とか、何割というふうな割合というものは大体において維持されるわけですね。ただ当該年度において急な理由によつて、何か例えば非常に災害で収入が激減したという、或いは非常な作物についての値下りがあつた、こういうふうなことで基準を変更するに間に合わない。併し小作料の建前から言へば定額金納でありますから、反六百円なら六百円という小作料はその収穫の多少或いは収穫物の価格の変化にかかわらず、とにかく納めなきゃならぬという契約であるわけですね。併しそういう契約でありますけれども、その六百円の小作料が生産物の激減、非常な減収或いは価格のほうの非常な値下りによつて、これが米なら二割五分或いは畑作物なら一割五分を更に上

廻るくらいに収穫のほうが減つて来た、収入のほうが減つて来たという場合においては、この小作料を六百円を四百円にしてくれとか、三百円にしてくれとかいうその割合は、収穫された作物の一割五分なり、二割五分の限度までは要求ができますが、本来はそういう要求ができませんというのが原則であります。定額金納で低いところに定めてあるわけですね。それは収穫なり、収入の危険というものは農民自身で負担するのだという建前の下に小作料体系でできておるところへ、臨時的な例外としてその年度の突発事情による減収の場合にはこの程度までは下げられる。従いまして、こういう二十四条が適用されるような場合におきましては、それで以て農家の経営が立派に成立つというふうなものではなからうと思ひます。勿論それはそうでなからうと思ひますけれども、これはやはり定額金納の小作料の建前でもありますから、その場合には耕作者自身も或る程度の損害を負担する。これに対する救済策は別問題としまして、小作料関係の問題といたしましては、一応定額で契約しておるわけでありまして、減額請求権としてはこの程度までは請求できるということにまあ押えた、こういう考へであるわけですね。

○松永義雄君 只今の答弁の中から一、二拾つて、それに対して質問して行きたいと思ひます。いづれ基準をきめるときもあるのだと、こういう話ですが、これは過去の突発に徴して、デフレが始まつて来て再生産費が得られない、田圃を捨てて都会へ出るとか、畑を捨てて労働者になるといつた

例が過去において見られた。基準を定めても、言つても農林省が定める基準は百姓は参つちやつてゐるのです。とてもそれは、もう二年くらいたつてゐるのではありません。一年ぐらゐそこゝでやられるかどうか知らないが、一年であれば、その年にやるといふことですから、そんなこととやるとも過去の例、過去の突進に倣して只今の答弁はふさわしくないといふこと。それからとにかく小作農は生産者であるから、自分の損益は自分が一切負担し、自分が獲得するのだと、こういうお話でしようけれども、併しこれはいつも言うことではないで、貸借人は働くのです。働かないで以て所得しよう、片方は一生懸命働いてゐるのです。働いてもなお且つ再生産費を残すことのできないような小作料をとられるのです。これはひとり小作人だけの問題ではないのです。農産物の生産そのものに問題がある。その意味で一割五分を収入の、儲かつても儲からなくても一般的に価格できめてその一割五分をとる。それじや農民がとも立ちつことはないのです。それから昔はこんな窮屈な規定はないのです。それから借地借家についても御承知の通り何割何分というやうな規定はないのです。縛つてゐる規定はない。相当入口は広いのであつて、幅が広く法律ができてゐる。調停へ行つても、裁判へ行つても、そのときの事情によつて、何も小作人だけの利益といふことでなく公平に定められて来ている。それでもなお且つ問題が起きて農村が、すぐそこで同じやうなことを言うのですが、モラトリアムの運動が起つて来て、そして大きな問題

にまで発展した。これが起つてゐるのです。問題が起きてから基準を立てるとか、問題が、危機が来てからいろいろなことを考えるといふことでは、すでに過去の経験によつて我々は知つてゐるのだから、そういうことでは駄目なんです。あらかじめ我々は予防しなければいかに、予防をして行かなければいかに、それをだから縛つて、そういう危機のあるときには、単に一般的の事情によつて客観的にきめて行つて主観的の事情はちつとも考慮しない。そういうものの考え方は或る時期にはこの法律が行われないうちがある。実際問題として、こういう点は一般的に守つて行こうという気持がなければ駄目なんです。この法律で縛つておつて、そのために農民がもうやり切れないといふことまで追い込むといふことは、それは法律の精神に合わないのではありません。そこで変換調達幅の広い規定にしておかなければならぬ。儲かつても儲からなくても客観的にこれは定めるのだから、その一割五分を納める、金がなくても納めろといふことになる。余り議論しておつても私の議論とあなたの議論は出合わないから、この辺でやめておきますが、もう一遍一つあなたの考えを聞いておきたい。

○政府委員(平川守吉) 只今のお話は結局非常に大きい問題でありまして、つまり農産物の価格政策とか、或いはその他の農業政策全体の中でカバールなければならぬやうなところまで触れておるわけなんじやないか。農地法の問題といたしましては、小作料の問題といたしましては、結局通常の収穫物に対する小作料の額といふものを或

る程度のかんりの低額のところに押える。一応の我々の計算といたしましては、小作人がその小作料を払つても自分の通常の収穫の中から必要な経費を、必要な最小限度の利潤を得て、その利潤の一部分から小作料を払える程度に小作料を押える。これは計算の仕方はいろ／＼ある／＼と思ひますけれども、一応そういうところに小作料の額を押える。そして一方農産物の価格維持政策とか、そういうことは別にやつてもらつて、その通常の収穫と大体の農産物の価格とのバランスから見ると、只今申しましたやうに五割とか、そういうところを押えられる。それを任意の契約に、自由契約に放任してゐることは危いのでありますから、これを或る程度に押えておつて大体計算して見ると、まあ総収入の五割とか、そこらに大体押えられて来るわけなんです。小作料の農地法に関する問題として、それは、それだけに押えるといふことでは、あとは定額金納でそれ以上はとらないのだぞ、収穫が多い場合にもそれ以上はとらないのだ、その代り収穫が少い場合には小作人が負担するのだと、こういう原則をとつておる。併し非常な、異常な災害とか、或いは物価値下りの関係でその五割といふのが一割五分を超えたとか、こういう場合にはその程度まで引下げざることを請求できる、こういう考え方を以ておるのであります。勿論これだけで以て小作人の経営が安全であるとか、或いはそれで収入確保が十分であるとかいふやうな意味では毛頭ありませんけれども、小作料の関係を以てしましては、この程度の減額請求権を認め、この程度の小作料調整をやつておくことが適

当なんじやないかといふやうに考えておるわけでありませう。○松永義雄君 この間も食糧庁長官も同じことを言つたのです。松永さんの言うことは、それは社会政策のことではかきめめる。どこへ行つてもそういうことを言う。農民を一体どこで助けるか。それは一つの答弁の逃げ手かも知れないけれども、併しこの法律自体がそういうことを考慮して規定をして置くべきことが然るべきだ。食糧庁長官はほかの場合と違う。皆、農政局も……。お役所全体がほかのこと、ほかのことと云つてゐる。それじや一体どこへ行つて農民を保護し得るか。それからその次に、小作料をどうして定めておくかといふことと、減額請求といふことと、あなたは二つ一緒にして考へておる。あなたの答弁から言つて、小作料はこの程度がいいのだ、客観的にこうきめておくのだ。静的状態としてそうきめておくのだ。併し減額請求といふ動く場合はどうかといふことを私はさつきから聞いてゐるのです。減額請求、動かせる場合はどうか。動かす場合は考へておらないのですか。こういうことを言つておる。どちらに……。統制と自由経済の静的状態、動的状態、あらゆる内容がその一つの条文の中に入つておる。だから変な文章になつて出て来る。まあいいです。そのくらいにしておきましよう、この点は……。もう一点、第二十五条に關連してリットン・コントラクト、文書契約、これは労働者の、団体協約の文書を以てするのです。これは労働者を保護するために文書を以てするので、いいことです。日本の農村においても、昔の小作料とか、貸借契約とか、む

ずかしいことは言わないで、政府の突進に茫然たるうちに纏抜けとか、纏抜けでないとか、いろ／＼あつて問題が起きてから騒ぐ。そしてスポークン・コントラクトとしてフリーに小作人に適用されてゐる。これは入り交えた結果はどうなつてゐるか。何度か言うのでありますが、どういふやうに、日本がどうなつたかといふことを頭に置いておかなければならない。あなたたちが心配してリットン・コントラクトといふ文書によつて契約しよう、作らせようとする。ところが契約書の内容なんです、問題は……。あなたのはうで農林省のほうで内容を指示されるのかどうか、そういう点を一つ……。○政府委員(平川守吉) この内容につきましては、農林省のほうで雛型を示しまして、小作人が不利をこうむつたり、不当な何がないやうに雛型を示して指導してあります。○松永義雄君 今あるのですか。○政府委員(平川守吉) 只今持つて来ておりませんが、何でございましてらば、資料として差上げます。○委員長(羽生三七君) 皆さんに配つて頂きたい。○松永義雄君 なぜ私がそういうことを言うかといふと、あなたも家持かも知れないが、長い間借家して来て、借家契約の場合の印刷刷つた文句がしばしば大審院で問題になつて、それは例文だ、ちゃんと文句が書いてあるけれども、その文句は一口には無効だといふ判決がしばしば起つて来ているのです。都会の者においてすら、あの家を借りるときの弱みから、何でも判を押すのです。我々もそんなんです。僕らも追立を食つたことが五度ある。

併しそういう契約書によつて追立てられたというわけじゃないのですが、併し多くの場合追立てられた場合に、契約書に書いてある文面というものが非常に賃借人に苛酷にできておる。裁判所においては、そういうことはあつて書いてあるが、無効だという判決が昔からそういう例がたくさんあるのです。ましてや農民は利口じゃないのですよ。これは私露骨に言うが、農村へ行つたつて、お前はばかだと言うのです。もう少ししつかりしなければいけません。そういう農民に対して折角御親切に契約書で守つてやろう、農民を守つてやろうという御趣旨はよくわかりますよ。わかります。その点について何もとかく言うわけじゃない。その内容の文句ですよ。例の印刷した賃借契約書のようにできておつて、いろ／＼ないきさつから感情が爆発して出て行けということになつた場合、實際かわいそうです。そういう点で一週契約書を、折角二十五条でできた趣旨は農民を保護してやろうという考えからですが、それと違つたような若し契約書ができるようになった場合、事実取交わされたら、あなたがたが出て来て、これは駄目だというくらいに面倒を見てもらいたい。一つ契約書の内容を出して頂きたい。私の質問は終ります。

○三浦辰雄君 二十五条に行きましたから、次の二十六条を一つお聞きしたいのですが、利用権の設定の問題ですが、これはこの第一項の一号の「自家用薪炭とするための原木の採取」以下で、その承認する場合を非常に限定しているわけですか。このことは前の農地調整法の何と言いますか、精神と少しも変りないということをお聞きしたいのですが、前の農地調整法という二十四条ノ五ですか、昭和二十一年十一月二十三日以降にいわゆる契約等を変えたものは、これは慣行とみなすのだといつて限定しているのです。つまりそれはここで言う利用権の当然の対象になるという意味だと思ふのですが、ここではそういうような年限の限定がないで、ただ慣行という言葉が使われているわけですが、それとの関連はどういうふうに考えますか。

○政府委員(平川守君) これはこの法律案が恒久的な立法として今後長く律せられるわけですが、その場合に、考へ方によりますと、只今の二十年何日以後、こういう限定をいたしておきまことはなからずしも適当じゃないのではないかと。むしろ常識的に従来の慣行というものを、相当の期間の慣行がある、こういうふうに見たほうが、考へたほうがむしろ實際問題として妥協ではないかという考へ方では落したたのでありまして、別に特にこれを煩に耐えなという、そういう意味はないのであります。

○三浦辰雄君 これはつまり恒久法の形ですから、今おつしやるような形をとつた、これはわかるのですが、結局例え今日で言へば、農地調整法の今の二十年の十一月といつたような趣旨だ、つまり慣行というものはなか／＼昔からどこまでが慣行であり、どこまで慣行でないかというところは、今まであらゆる場合にこの言葉をめぐつて問題がある。ところがその場合において幸い農地調整法の際にあつたことを謳つて、一応慣行というものであります。まあ打ち出した線が出ています。

から、あのような趣旨からの延長であるといふふうに考へることについては間違いないと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(平川守君) その点はその通りと理解しております。

○三浦辰雄君 そうすると、利用権、自家用薪炭についての利用権設定というものはあまり期待できないというように考へられるわけですか。こういうことになりませんか。

○政府委員(平川守君) むしろこれは今後は契約によつて行われる場合が多いのではないかと考へておられます。只今の慣行云々の問題になります。これは只今お話のような大体従来の慣行、こういうことで行くわけですか。

○三浦辰雄君 その契約ということになると、第二項の第三号のところにあるこれに関連の契約でございましょうか。

○政府委員(平川守君) つまりこの条項による部分というものは大体従来の考へられておつたものであり、若し今後新しくこういう契約を別にこの条項に頼らない問題としてやつて行けるのではないかと考へておられます。

○三浦辰雄君 この条項にいうのは、今の第二項の第三号にある「他の耕作の事業を行う者が」云々というこの号にもよらないで、普通の一般の対等の契約、こういう意味なんですか。

○政府委員(平川守君) 三号は勿論三号として動くわけでありまして、三号は三号として動きまゐります。併しこのほかには必ずしもこの条項によらない方法も考へられるわけでありまして、これはもう一般の方法によるわけですか。

○三浦辰雄君 ついでに第一項の三号、これは「自家用の肥料飼料又は敷料とするための草又は落葉の採取」、こういうのがありまして、これは家畜を持つ農家としては、当然こういう問題は絶対必要な問題だと思ふのですが、これの解釈として乳牛を相当持つてゐる、更に言えば農業協同組合或いは酪農協同組合というようなものが乳牛を数多く飼養している場合等は、三十一号によるというところ、この設定を拒否することができるわけなんですか。

○政府委員(平川守君) この限界点はなか／＼面倒かと思ひますが、一応法律の文から見ますと、農業を営んでいて畜養業であり、農業の一環としての有畜飼つてゐるという場合におきまして、やはり適用はあるというふうに考へております。

○三浦辰雄君 そこで森林法との関連になるのですが、御承知の通り森林法のはうは五十年ごとに森林計画を立てる。そして植栽等がそれに附随してできる。どうせ地元の採草の苦しいとて、当然だということで、そこに設定をして、採草等も、それはおとりなさいとやる。ところがだん／＼頻度が多くなつて、十年にもなると、折角そこにとらせたくも草が生えないというやうなことになる。山の所有者としては、初めは非常に好意的に、まあおとりなさいといつてやつたのだけれども、さて十年経つて自然に草が生えなくなつて来た際に、これはいよいよ慣行があつたのだ、だからこれはもう木が生えないから、折角二、三寸待つて山もよくなつて来たが、伐つて又元の草にして返せという問題が出はしないかなどといつて非常に心配している連中があるのです。それはどうであらう、折角とらしてもいい時期のその草を、むしろあつたおとつかないから、とらせないといふやうなことになるのでは、土地の利用の關係からいつて誠に残念だ、実際に合わないことになるのでありまして、これを何か手続等が、省令でもきまるようでありまして、森林法のいわゆる五十年のあの計画と何か合わせるやうな、例えば国有林等における委託林の期間というものを五年ごとに切つてゐる。切つてゐるけれども、差支えない限りは更新また更新してやつて行けるように、何か期限的にやつて行かないほうが實際にお互いに便利じゃないかという問題がありますけれども、これについてはどういうふうにお考へになられますか。

○政府委員(平川守君) 御心配のような点はたしかにあると思ふのでありますが、従つてこれは協議を求める形になつてゐる。これに対して当事者間で只今お話のような点は十分協議をいたして、お互いに支障のないやうな条件なり、期限なり、そういうことをよく話合つて両方に利用のできるやうな条件で協議を整える。又更に裁定もいたす、こういうことで運用すべきものだといふふうに考へてゐるわけでありまゐります。

○三浦辰雄君 結局裁定の問題になる場合があるかと思ふのですが、それはあとで又出ることですから、私は又出して関連して聞きたい点があるので、その点にとどめて、第二号の、耕作の事業を行う者が従来の慣行又は契約に

町歩以上もあるわけでありす。又未配分でありまして、一つの地区の中の一部分が未配分である、こういうものが十七、八万町歩もあるわけでありす。一つの地区の大部分が全然手を付けておらない、未配分であるというものは非常に僅かでありまして、十七、八万町歩に過ぎないわけでありす。実は開拓の事業を毎年何千戸とやて参りますためには、先ずその戸数

が過ぎますときには、すでに適地の調査が終了、地区の計画が或る程度立つておりませんことには、当該年度に入植せしめることができないわけであり、従つて開拓事業というものをスムーズに運行して参りますためには、或る程度のランニング・ストックというものが当然必要である。そういう意味におきまして、この百数十万歩の土地というものは一見非常に膨大なものを抱えているようでありますけれども、併し大部分はすでに土地に付いた土地である、完了しておらないけれども、手の付いた土地であるといふことでこれだけのストックを持つておりませんと、例えば本年七千戸入れるにいたしましたも、このストックの中から大部分を埋めて参る、入植にしてみても、国家的な非常な援助が必要であるといふことは勿論私もその通り考えておりますけれども、未墾地のストックといたしましては、この程度のものでありまして、年々七千戸なり、一万戸なりというものを入れて参るには困る、それで本年度においても新たに未墾地をやはり三万町歩くらいは借入れたい、かように考えているわけであります。

○三浦康雄君 もうちよつとそれについて……私はだから、雛型を北海道にとります。北海道の、あなたのほうで以て配分の済んだ面積を出して下さい、そうしてなお私はそういうことではなか／＼了承できないのは、例えば昭和二十六年の北海道の入植者の実績がここに表があります。岩手、宮城という比較的气候の近いものが行つた釧路、根室、網走、宗谷、胆振、これに本年度の割当は百戸です。受入戸数が五十四戸、脱落が六、定着は四十八、打切戸数五、これは来ないのです。こんな例が随分ある。山形の人割当でれた地区で申ししよう。これは十勝、釧路、根室、網走、宗谷、留萌、そうしてこれは割当戸数が百七十五、入地したものが百八、脱落が二十四、定着が九十七で打切が九十八、これは北海道の開拓というものは、あなたはよく御存じでしょう。これで当初は非常に脱落が多くて問題にならなかつたものが、その後昭和二十五年からあなたがたが入植についていこうと吟味したものを入れた結果、大分いい成績を示して来ている。けれどもだんだんと入植にならざるほど悪いものだから、二十六年の実績はこうです。読み上げれば幾らでもある。これは皆二十六六年の実績です。御覧になりたかつたらここにありますが、こういう状況です。それについてなお且つ私は今の配分計画を見なければわかりませんが、ストック、ストックといつてそれが、何十年と、極端に言えば何十年、十年を超えますよ。計算して御覧なさい。それを抱え込みながら、なお且つそういうものをやるということ、私は土地の利用、集約を願う意味からいって非常に残念です。私は入るべくして入るなら結構です。私は山の関係からという山が少くなるなどは毛頭思つていない。けれども、ただ開拓財産になつてしまつて、そうして三すくみになつてしまつて、誰もこの土地を利用、集約ができないような姿に行くことは、これはあなたのほうだつて残念だと思ふ。この点について一つ数字についてお答えが頂ければ、一つあ

とでお答えを願います。これで打切りです。

○委員長(羽生三七君) それでは午後一時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(羽生三七君) これより委員会を開会いたします。

○小林亦治君 従来から私が主張しておつたところの案件なんでありまして、この農地法案の第一条、第四十四条、第六十四条、第八十条、これについて修正を希望して参つたのであります。なぜかと申しますと、農村居住者には、三反歩以上の農耕地を持たん者でも、希望があればそれらの者に未墾地の場合には配分、任意取引のできる場合には譲受ができるという規定にしておきたい。将来農政もそこに基を置いてもらいたい、そういう一つの希望をなして参つたので、その希望がかなえられますれば、今申上げたところの第一条、第四十四条、第六十四条、第八十条というものを修正願わなければならぬことになつてしまふ。第一条は、第一項の末尾の「耕作者」の次に、「及び農村居住者」というものを加えてもらいたい。第四十四条の第一項の「又は自作農の経営」の次に、「及び農村居住者」というものを加えてもらいたい。第六十四条第一項の、自作農として農業を営みとあるのを、これを削除して、当該耕作というふうに改めてもらいたい。それから八十条の二項は、これは全部削除する。こういう結論になるのであります。政府側では、将来この点は考えましよう。で、本法律のままだでも成るべく純粋入植と

いうものを殖やすことによつて希望を充たして上げましよう。そういう御回答があるようであります。それから八十条の二項を削るといふことについては、これはもう耕地整理組合、或いは土地区画整理組合、これらの主要な点について若干困難性があるので、この点については行政の面で実地調査なり、地方官公庁に対するところの適当な指令によつて、非理想的な現象は是正しよう、こういうようなお答えがおりますので、実は改正草案というものを一応お手許に出してあるのですが、これは正式に案として出さず、当局の誠意あるところの御回答を信用して、まあ出さないことにしようかと考へるのですが、それにつきましてもう一遍政府のお考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(平川守君) 未墾地の開拓につきましましては、政府といたしましては極力これを進めて、過小農に対する増反及び新規入植を推進して行くといふ方針であるわけでありまして、本農地法案におきましても、その当該の土地が、開拓に適する土地であるかどうかという点については厳密に調査をいたしまして、各方面の専門的見地から開拓適地であるという結論を得ました場合にのみおきましては、それらの土地はできるだけこれを獲得しまして、そうしてこれに対して新しく面積の過小な農家に増反をせしめるとか、或いは定時入植をせしめるといふ方針でおりますから、只今の御懸念の点は、本法案によりまして、十分達成できると、かように考えている次第であります。

○小林亦治君 それから本法案の第八十条の第二項ができるであらうことを予想して、大きな地主といふものは関係官公署にいろいろ策動を用いてすでに買収されたところの毛上の、つまり山林の場合でありますと杉とか松ですね。これらを伐採せずして温存してある部分が非常に多いのであります。そういうものについては、本法の施行前に何らか本省として手を打つて頂けるかどうかです。

○政府委員(平川守君) 現地の状況をよく調べまして開拓の不適地であるものについては、八十条の二項によつて返還をいたしたいと思ひますが、適地であるものについては、これを飽くまでも確保して行くといふ方針であるわけでありまして、具体的に特に何かそういう適地であるにかかわらず、なかなか入植しておらんというような所がありますれば、至急にそういう所を調査いたしまして、適地であれば開拓の用に供して行く、こういうことを進めて参りたいと思ひます。

○小林亦治君 よくわかりましたが、もう一つ、つまり毛上の杉とか松とかを県開拓課と結託して、伐らないで、本法の出るのを待つている地主に対して、何らか本法施行前に、監督官庁として手を打つて頂けるかどうかです。

○政府委員(平川守君) 結局、その伐らないという問題は、つまり開拓の適地であるといふことの決定が遅れていふということから来るわけでありまして、適地であるという決定さえできますれば、自然その次の手続として入植毛上の伐採という順序になるわけでありまして、先ず適地であるかどうかを調

査することを進めて参りますれば、自然そういう順序になると考えております。

○小林亦治君 それから六十七条の第二項ですが、つまりこの場合は開拓者がすでに将来譲受けるところの開拓地として、現にそれを耕やしているのがあるものであります。売渡価格が本法によつて大幅に差が出て参る、その場合に元の価格で売渡を受けるのか、本法によつて新たに増額せられたところの新価格によつて譲受けるのか。希望としては前のほうの価格でこれは譲渡してもらいたいと思うが、その運用はどういうふうになるのですか。

○政府委員(平川守君) 原則といたしましては、本法によつて価格は改正せられるわけでありますが、只今経過的に入植開墾が進んでいるわけでありまして、現在すでに入植或いは開墾を了している、ただ売渡の手続が遅れているというふうなものにつきましては、旧価格で売渡することが適當である。さういふ経過措置を講じて参りたい、かように考えております。

○小林亦治君 そこで委員長に申し上げますが、本法案に対する修正の試案というものを、これは正式にまだ出さないのではありませんか、さういふ考えを持つていて、今このことを申し上げておいたのですが、只今当局の誠意ある御答弁によりまして、根本的な改正ということとを次に延ばして、私の考えはまあ一応留保ということで、今国会は見合わせますから、御了承を願いたいと思ひます。

○委員長(羽生三十七君) それでは小林さん、これで御質問はよろしうございませうか。……三浦さんからの御質問が

午前中に續いておりますので、どうぞ。

○三浦展雄君 午前中は、開拓農地をどしどし買つて来たけれども、實際開拓といふものが進んでいないのじやないか。殊に北海道に比べれば、あいつた予備面積と考えられるようなものがあるのじやないか。そこで狭くなつた日本の事情から言えば、土地を無駄に遊ばしておくことは残念です。成るほど或る程度の受入れすべき予備面積といふものは、これは当然持つておかなければならないでありまして、二十六年年度のいわゆる北海道へ入植計画を立てたものの実績といふものは、先ほど申し上げたような通りでありまして、そこで一体政府のほうとしてはどういうふうなせられるか。つまりそれだけであらば、さうして而も開拓のほうに思ふように入植が進まないものであるならば、それらの受入と買収等に要する努力と経費を入植のほうに振向け、さうしてそれを待つてはいる農耕適地といふものを早く開拓するほうに行つたらいひのじやないか、さういふふうにも思ふのですが、その点どう考えるかといふところでお答えをお待ちしたいわけでありませう。

○政府委員(平川守君) 全般につきましては午前中に御答へ申し上げましたが、特に北海道については特殊事情を申し上げますと、北海道におきましては百數十万町歩を一括買収し、特に国有地の移管を受けた部分におきましては相當に条件の悪い所があるわけでありませう。そのために今回の新法案によりまして、民有地につきましては或る程度の返還をいたすといふようなこと、取得面積六十六万町歩のうち売渡済が

十八万町歩、その他実際には入植いたしておりまして配分済のものが十三万町歩、その他に地区の一部分が未配分といふのが十五万町歩くらいございませう。これは、資料で差上げている通りであります。實際地区の大部分が未配分で見込がはつきりしないといふものが十三万町歩くらいあるわけでありませう。これが比較的条件の悪い地帯でありまして、政府の方針といたしましては、非常にはつきりと不適地であるといふものは、原所有者に売渡をいたしますし、又新たな別に適地もまだあるわけでありませうから、新しい入植用地としては別にもつと適當な所を、面積は小規模でありますけれども買収を進めて行くといふ、いわば一方に非常な不適地を売渡をすると共に、一方においては更に適地であるものの買収を進めるということによつて、實際に入植に適するようになつて、さういふように考えております。なお不適地でありまして、實際に開墾をいたすまでは立木を収去するといふようなことはさせないといひたいと思ひます。その土地自体の利用としては、買収をいたしたために急に利用度が低くなつたといふようなことがないようになつていくわけでありませう。

○三浦展雄君 それは今までの方針はさうであつたのでしようが、例えば二十六年年度の購置された入植資格者が入つたところの結果が、先ほど申し上げたような数字だと、さういふような状況、事実なんだよ。その事実に対してどうなさるかといふことを私は聞いてゐるのだ。さういふのは、その法案で私は未墾地の買収の問題については、

一時休むといふようなことを臨時的に考えたかどうかとさへ考えるので、まして私をして言わしめれば、今までの臨時立法が今度恒久法になる、さうしておいてもなお且つ他の法令、他の法律といふものを排除している。それも大した問題でない。法律を排除するならば、或いはさういふものもありませうけれども、この目的といふものは日本を増産を目的し、或いは農家の安定といふものを図るのだといふその大目的であるその目的を逆に阻害する虞れもあるような、森林法によつて保安林になつて、それによつて指定を受けている山林等については、これを排除して進むのだ、さういふことになつてゐる。

それが恒久立法だ。私はだからしてさういふような予備地として非常に多くもうすでに獲得してあるような地方については、買収することを控え、又この法律の目的であるものを阻害する、一方から言えば崩壊して行く虞れの非常に多い保安林等に対する排除といふものをやめるといふようなことはどうかといふことも言ひたいわけなんです。

○政府委員(平川守君) 北海道の現地については、先ほど申しましたように条件の悪い所は、確かに内地に比して既買収地において多いわけでありませう。従つてその数字においても、十数万町歩のものがまだ未配分の状態に置かれてゐるということも事實でありますけれども、例えば二十七年年度におきましては、入植戸数七千戸のうち二千戸は北海道に期待をいたしてゐる、二千戸の入植を期待をいたしますと、北海道において既に十町歩といたしましては、二万町歩のものは必要であるといふことになるわけでありませう。これに

対して更に附帯地、新炭適地等をつけますれば、更に数万町歩やより要するといふことになるわけなんです。

本年度の買収計画におきましては、北海道においては約一万町歩を予定してゐるような状況でありまして、決してむやみに買収めといふことを考えているわけではないのであります。更に大局的に見ますれば、やはり開拓適地としては北海道、或いは東北という所がやはり開墾可能地でありまして、これを相當費用はかかりますけれども開拓して行くといふことが、今後の日本に残された開拓政策のやはり重点である、さういふふうな考えを以て、この買収を休む、或いはやめるといふことについては、それほど考えておりません。併し買収の規模につきましては、今申しましたように本年度二千戸の入植を予定しているものに對しまして、一万町歩買収して、従来の残りを一萬町歩程度にとどめる、さういふふうな調節をいたしておるわけでありませう。

それから保安林等の關係については、もとより保安林として真に必要なものを伏採してしまふ、さういふことは、開拓者自身にとつても非常に不利なことではあります。さういふことは毛頭考えておらないのであります。保安林であり且つ開拓者に必要のないものでありますれば、それを返してしまふといふことも考えられます。又今後の買収におきまして、さういふ点は十分考慮して買収をいたしたいと、かように考えております。

○三浦展雄君 まあ説明は何とでもつくのですが、それでは今度方面を變え

まして、この間もらつた資料に四万七千町歩か、各府県別に一応この第八十条で進行しようとする数字が載つてゐるわけですから、それで北海道は二万町歩ぐらゐだつたと思うのですが、現に北海道の拓殖次長は、只今欠員で、つい先まであつたが……、次長さんは言つてゐるのです。北海道の未墾地のことについては、余りともない数量を北海道に押し付けて来たから、まあ事実七万町歩ぐらゐは、実際できやしないのだけれども、まあ未墾地、国有未墾地であるから、全部面積を叩き込んで、成るべく初め計画をされた数量に合せようとしたんですと云つてゐる。ところがあなたのほうの八十条によつて戻そうといふところの数字を見ると、うと、各府県別に八十条を適用するであらう、あなたのほうで考へてゐる数字は、一体どこから出て来た数字なんでしょうか。

○政府委員(平川守君) これは各府県の担当者から大よその見当を尋ねた数字でありまして、もとより今後具体的な調査をするに従ひまして、或る程度の移動はあるはずであります。

それから特に北海道の問題にしておられるようでございますけれども、北海道のこの不用地面積というのは、国有地から移管をいたしました六十万町歩、二十数万町歩、三十数万町歩だつたと思ひますが、その中にまとまつてある非常な不道地があるわけでありまして、この部分は含んでおらないわけでありまして、返還の対象になるべきやうな未入地の適地を掲げてあるわけでありまして、北海道につきましては未配分の土地の中かなりの、国有地から移

管をした不道地というものが、これが恐らく数万町歩或いは十数万町歩近くも場合によつてはあるのじやないか、はつきりした見当もまだつきませんが、そういうふうな考へております。

○三浦辰雄君 そうするとこの間もらつた資料、余り資料があるのだから、初めに推測した面積として百二十八万なんぼというのがあり、そうしてそのうち四万七千かを返すというように見えるのですが、そうすると今お話を聞きますと、これはいわゆる民有地を買収されて、そしてそのうち先ず一応不適当と、見なしたつてわかる大体の概数がこうなんだ、こういうふうなこれは解釈していい数字なんですか。

○政府委員(平川守君) これはちよつとおわかりにやつかつたかも知れませんが、北海道の国有未開地の部分だけが、只今申しましたようにこれから外れておるわけでありまして、それ以外においては国有地も若干入つております。入つておりますけれども、不適地として非常に大きな面積を占める北海道の国有未開地だけが、これにかなり固まつてゐるわけでありまして、それはこの四万七千町歩には入つておりません。それ以外であります。

○三浦辰雄君 そうするとほかの府県のほうは、いわゆる民有、国有その他を通じておおよそこのぐらゐだ、こういう数字だと、こういうことですか。

○政府委員(平川守君) その通りでございます。

○三浦辰雄君 この数字は、府県のほうはどういうふうにして出して来た数字か、勿論監督の局ですから御存じだと思ふのですが、而もこの問題という

ものは昨日今日始まつた問題じやなくて、昨年の三月頃すでに法律を出すといつておつた問題なんです、どういふふうにしてこの数字というものはお調べになつたのですか。

○政府委員(平川守君) これは県の農地部開拓課等に命じまして、こちらから大体の基準を、従来いわゆる適地調査基準等、開拓適地の基準というものは一応示してあります。これに当てはめて、不用と思はれるやうな地帯がどのくらいあるか、これは恐らく現地調査まではやつておらないと思ひます。買収のときの台帳等がございまして、それによつて大体の見当を報告したといふものであります。

○三浦辰雄君 この数字は極めて固まらない数字で、土地を無駄なく使うという観点から、行き過ぎたものは改めて行くのだという、非常な今までの役所の関係から言へば、思い切つた制度に出て、同法律の中で、裏のほうでは誠に行き過ぎたから、その誤つて措置とした分については、元の所有者に原則として元の値段で返すというのをきめたい、そういうような良心的な線で行けば、十分この法などを活かして行くことだと思ふのですけれども、併し上の人はそういうような気持になつても、役人の下のほうはなかつた、それは行かないのです。曾つて開墾の割当面積の取得については、今まで問題の絶えたことはございせん。それは事務費等を各府県に分けて行く場合に、ただ一応の目標であるといつて、その面積当りの事務費を分けますといふと、その部長なり課長やだん／＼下のほうになつた人はこれは割当てなんだと、これは何が何でもこの割当てをやらないと

どうも我々の面目にも関係するのだからといつて非常に強行される。我々は地方から割当てという言葉を今度は逆に輸入して本省の有力な幹部に聞くと、いや、いや、とんでもない、あれは割当てじやないのだと、あれは単なる目標ですと、こゝう言つておる。そして御承知でございませうが、昭和二十三年の暮になつて、当時GHQがございまして、そこで余り見るに堪へなかつた行き過ぎを何とかして直さなければいけないといふことでNRSの農業部と林業部がまあ盛んにやつておる、その際にこの割当問題が出て、そして今までの目標にかかわらず適切な適地だけを適当と言おうとしたその文句についても、随分今までの関係があるからといつてまあ問題が出たやうなもの、なか／＼お役人さんは自分の責任を重んずると言つて大変よろしいのであります。或る意味におきましては自分並びに先輩のその職にあつた者の非を隠す、非を蔽うといふやうな心、乃至は仕事といふものを極めて熱心、その取扱ひする仕事の分量が少くなくなるといふことは誠に残念といつたやうな感覚で、なか／＼行かない。この八十条をお出しになつて非常な何と申しますか、賢明な措置に対しては非常に敬意を払うのであります。一般としてそういうやうな過去の実績等から見て、政府はこれを出さなければ、而も見たところ四万や五万の程度ではな

い。ところが政府は二年間のうちにこの五万程度のものを完了して、元の人に戻すことを完了してしまつて言つてゐるのだが、極めてお座なりな言訳にしか過ぎないのじやないかという問題を非常に心配しております。今日は

私前に質問をされた小林委員がおられないで少し残念なんですけれども、私は改めてよく賢明な事情を知つてゐる皆さんに、林業者といふものと農業者といふものとが離れておる問題じやない、離れておるのは、離れてゐるかも知れないのはいわゆる大所有者、大森林所有者でしよう。言うまでもなく五町歩未満の森林所有者といふものは所有者の九割三分です。面積は四割足らず。まあ粗末な例を挙げると、二十町歩までと考えれば森林所有者の九九%です。面積は六割五分なんです。而し一方統計を見れば、御承知の通り農業

業者が極めて多い。六割幾らなんです。だから私は山林を持つておる人が無性に自分の縄張りを中心してゐるといつたふうにとらへてゐることは必ずしも当たらない。土地といふものを最も有効に、最も無駄なく適地、いわゆる適切に使おうといふことから出てゐることは問題なんでありまして、是非この八十条といふものを活かして使う方法を考へなければならぬ。だからこれにはあるけれども、こういう法律にあるけれども、今まで御承知の通りに衆参の林業関係の議員が集まれば何を言つてゐるか、この実現と同時にこれの請求権といふか、この審査請求といふやうなものまでどこにどうしても纏つてもらいたい、こゝういふやうなことが出てお困りであることを私は知つております。これは国民の権利として請願だとか陳情なんといふものの途があるのだからこれはいいじやないか、その途を出しておけばいいじやないかと、さうも言えましよう。併し諸願とか陳情といふものは、あらかじめ数千といふものが出ることを予想されるやう

な問題については、もうあらかじめその手続というものを明らかにしておくほうが親切な法律でもあり、政治であろうとも思うのであります。そこでこの第八十条に飛びましたが、八十条の一項の「政令で定めるところにより」というのはどういふふうな扱いをするのか。今朝触れた中にありましたかどうですか。まだ見ませんが、どういふふうなことを書いて何か手続を一定して請願、陳情を出すのにつづつ、つまらぬ、そう言つては悪いけれども、政治家などの手を煩わさないで、明らかな手続に従つてたやすく自分の審査というものができるようにするといふことをやる意思はないか、是非そういうふうにしてもらいたいといふ問題があるわけです。これについての考

あるということを中心としておるのでありまして、その開拓が逆に山を荒すとか、或いは開拓として成功しないとかいふような所を開拓するといふようなことは、実は過去に非常に大量に無準備に行ひましたときに、そういう弊害が若干あつたことは認めますけれども、少くとも今後においてそういうことはあり得ないといふふうな考へておるわけでありまして、従つて逆に申せば、開拓の不適地はどしどし八十条で返還をいたしますけれども、適地は又どしどし買ふのだと、こういう考へ方であるわけでありまして、なおこの返還をいたします手続につきましては、まだはつきりしたことをきめておりません。これは政令、省令等によつてその手続等はきめて参りたいと思ひます。

利用をするといふ見地から、必要な土地を確保し、不必要なる土地は払下げると、こういうことを公正に運用して行くことを我々としては考へておるものでありまして、いずれの一方に偏しましてこれではよろしくない、かように考へておるわけでありまして、

利用をするといふ見地から、必要な土地を確保し、不必要なる土地は払下げると、こういうことを公正に運用して行くことを我々としては考へておるものでありまして、いずれの一方に偏しましてこれではよろしくない、かように考へておるわけでありまして、

利用をするといふ見地から、必要な土地を確保し、不必要なる土地は払下げると、こういうことを公正に運用して行くことを我々としては考へておるものでありまして、いずれの一方に偏しましてこれではよろしくない、かように考へておるわけでありまして、

○政府委員(平川守君) この八十条の運用につきまして、出先の役人が何かセクシヨナリズムと言いますか、そういうことで實際はうまく運用できないような虞れがあらはせぬかという点でございしますが、これは我々としても割当を以て頭から適当ならざる返還のやり方を考へるというようなことは毛頭考へておらないのでありまして、最も公正妥當に、土地利用の見地から見て開拓の不適地であると、むしろこれは山林にしておくほうがよろしいといふ所を技術的な調査をいたしまして返還をする、こういうふうな考へておるのであります。三浦委員の言われる土地利用を最も合理的にやると、これは私も最も賛成であり、且つこの開拓の仕事の根本精神であります。それであるからこそ、山林で置くよりは農家に利用できる所は開拓をすべきで

あるといふことを主張いたしておるのでありまして、その開拓が逆に山を荒すとか、或いは開拓として成功しないとかいふような所を開拓するといふようなことは、実は過去に非常に大量に無準備に行ひましたときに、そういう弊害が若干あつたことは認めますけれども、少くとも今後においてそういうことはあり得ないといふふうな考へておるわけでありまして、従つて逆に申せば、開拓の不適地はどしどし八十条で返還をいたしますけれども、適地は又どしどし買ふのだと、こういう考へ方であるわけでありまして、なおこの返還をいたします手続につきましては、まだはつきりしたことをきめておりません。これは政令、省令等によつてその手続等はきめて参りたいと思ひます。

利用をするといふ見地から、必要な土地を確保し、不必要なる土地は払下げると、こういうことを公正に運用して行くことを我々としては考へておるものでありまして、いずれの一方に偏しましてこれではよろしくない、かように考へておるわけでありまして、

利用をするといふ見地から、必要な土地を確保し、不必要なる土地は払下げると、こういうことを公正に運用して行くことを我々としては考へておるものでありまして、いずれの一方に偏しましてこれではよろしくない、かように考へておるわけでありまして、

利用をするといふ見地から、必要な土地を確保し、不必要なる土地は払下げると、こういうことを公正に運用して行くことを我々としては考へておるものでありまして、いずれの一方に偏しましてこれではよろしくない、かように考へておるわけでありまして、

に答えた。これについては、この法律の現段階では、第四十四条で以て自作農の経営を安定させるためと書いてあるけれども、既設農家に関連するところの問題、僅かの増反に關連しての問題については、こういった未墾地買収の第四十四条の各号は適用しないつもりであると了解していいでしょうか。

○政府委員(平川守君) この未墾地の開墾につきましては、やはり一般の原則を考へておるのであります。新しい入植によつて現実の自作農になり得るものもよりその対象でありまして、増反することによつて堅実なる自作農になり得るということも考へておりますが、この場合においても、三反歩以下の農家というものにつきましては、堅実な自作農となり得るものと認めない、こういう考へ方で六反歩、七反歩持つてゐる、併し耕作面積が足りないという者のために増反をする。或いは新規入植者としては、これは全然新しい選考の問題になりますから、その人自身が堅実なる自作農になり得るかどうかということは、新規入植者については判定される。農家の次、三男というものは当然その対象になり得るわけでありませう。増反について非常な兼業農家のようなもの、三反歩以下のようなものを排除するということは一般の場合と同様に考へております。それから附帯地の問題につきましても、これは六十二条のほうの土地配分計画によつて、この買収した土地を配分するわけでありませう。この計画の中において採草地のようなものについては、地元の人で採草地がない場合に採草地を与えるということは考

えておりますが、薪炭林等については、地元増反については考へないといふふうに現在のところ考へております。

○三浦辰雄君 もう少しですから、聞いておきたいのですが、この第四十四条の二項の政令ですね、政令で定める基準というものは、今ある基準をやはり適用して行かう、こういうのでしようか。もう少し、いわゆる今までの実績等に鑑みて更に具体的にもう少し尺度を細かくして行きたいということが実際にあるのじやないかと思ひますが、その点はどうでしよう。

○政府委員(平川守君) 只今いろいろ研究をしておりますが、只今のところでは、一応現在の基準をそのまま適用したい、かように考へております。併し、なお更に研究は続けたいと思ひます。

○三浦辰雄君 この代地買収の問題ですが、今まで代地買収といふものは、殆んど少いようなんですけれども、これもさつき當農の安定といふ点から見ると、相當にこれは又問題はあらうと思ふのです。これについての実際上運用される考へ方をお聞きしたいわけなんです。

○政府委員(平川守君) これは現在までも實際問題としては極めて少い事例でございまして、今後とも極く止むを得ない場合に限られる。大体申せばそういう代地買収をやるくらいならば、その元のはうを、代地を直接買ったほうがいくらいなものではないかと考へて得ない地形上どうしても開墾地として必要である。代地が隣りにあるという止むを得ない場合に限られるわけでありませう。これは今日といへども恐らく

く経費は非常に少いだらうと思われませう。

○三浦辰雄君 七十二条のころの問題なんです、実は開墾をどうし／＼させて行かなければならぬことは幾度も言つて行かれました。それにはいろいろと条件といふものをよくして入植者を入れなければならぬ。入れるからには成功させたい、そして早くこの目的とするところに効果を現わさなければならぬわけですね。そうなら、従つて入れるときは条件として完了すべき時期といふものを六十七条で定めるわけなんです。だからそれはその地方の氣候とか、土地の条件とか、いろいろ／＼とあらゆる問題を考へて、完了すべき時期を御指定になるわけですね。御指定になつて、その指定の期間が来れば検査をするわけだ、そういうふうにして成るべく計画通りの入植を、開拓を進ませてやりたいというところはわかつてゐるのですが、ここに不可解なことは七十二条で、ここで但書がある。六十七条第一項第六号の時期到来後三年を経過したときは、この限りでない。これはいゝわけな条件違反をした場合に、国の買収するときの条件なんです、その期限といふものは、最大の条件、その最大の期限の条件といふものを何かあま／＼見てゐるようなことには但書が書いてある。私はこの問題は今まで乱雑に開拓を入れて、そしてろくに期限も附さないで、やつたものに対する経済的な苦肉の策といふふうに想像してゐるのですが、その点はどうですか。

○政府委員(平川守君) 従来の開拓者の中で見込のない者については、すでに或る程度の整理ができてゐる。今度の

の新規開拓者に対しては、六十七条によりまして、期限を附してその時期までに開墾を完了するというものを重大な条件にいたしてゐるわけですね。従つてその時期が到来しますと、国が直ちに検査をいたしますが、検査をいたしまして、不合格であつたという場合には、直ちに七十二条によつて買収したすべきが当然であるわけですね。従つてそういう場合には必ず国はすぐ買収をするのであつて、そういう検査をしてもいつまでも掘つて置くということとはあり得ないわけですね。一方開拓者の立場から見ますと、いつ又政府に買上げられるかわからないといふたような不安な状態に置かれることは困るわけであつて、従つてこれは一種の時効のような性質のものでありまして、これだけの間に国は必ずやういふ不合格のものは国がもう一遍買収するのであるといふ、併しこれは国が直ちにやる、それをいつまでも不安定な状態には置かないといふことで、開拓者を安心してその耕作をさせる必要上、時効のような意味でこれが出ておるわけですね。只今の御趣旨のようなわけではございません。

○三浦辰雄君 そういうことではおかしいのじやないか。そういう解釈ではおかしいのじやないか。六十九条でこの供給食糧の増産なり、人工肥料なり、そういう當農の安定という線を進めて行くこと、こうやつてこの期限等をもやまして六十七条できめて、そのきめるときには何も一回二年とか三年と定めるのではないでしよう。やれるところの、いわゆる或る程度の危険率を見てきめるのでし

う。そういうような實際に合うような期限をきめて置ながら、そしてこの七十一條によつては期限が到来後遅滞なくこの状態を検査しなければならぬです、ときめておる。そしていておきながら、次の条項に来ると、買収したのときには、三年間を経過したものはこの限りではない、といふことは、何だか検査といふものがやつてもやらなくとも同じようなものになつて、逆に言えば、だら／＼その開墾するのでもなければいけないのでもない。こういうふうなことになるので、今まで開拓に対して非常な意気込みで一貫してあらはれるのに対して、あなたのはうとしては鞭を外してしまつてゐることになつてゐるやうに見える。私はどうしても先ほど質問したやうに、今まで乱雑に、猶も杓子も入れて、期限も付かなかつたものに対する暫定的な、苦しい紛れの答弁としか考へられないのですが、あなたはどうか、思ひ違ひではないですか。

○政府委員(平川守君) これは決して思い違ひではないのでありまして、つまり期限をきめて、今度は七十一條によつて、期限到来後遅滞なく検査しなければならぬといふことを、はつきりさせておるわけですね。その遅滞なく検査をいたしますと、すぐにこの七十一條の各号に該当するかどうかをわかつて、そこでそのとき役所として直ちにこれを買収するなり買収するといふ措置をとるわけですね。ただ一方開拓者の立場になつて見ますと、七十二條によつて買収した後も放置されること、これは非常に困るわけですね。そこで検査をしたならば、必ず直ちに

買うか買わないかはつきりさせて、買
うものは買うと、こういうことにする
のであると、それを役所が三年も怠つ
て買取をしなかつた場合には、もうこ
の七十二条によつて買取はしませんと
いうことをはつきりいたしまして、開
拓者を安心させる。又一方から言え
ば、そういう事態になる虞れがあるの
で、役人のほうも遅滞なく検査を済
せたら、遅滞なく買取するかしないか
をはつきりさせる、こういう意味の規
定であるわけでありまして、決して三
浦さんが御心配になるような意味では
ございません。

○三浦底雄君 どうも聞けばます／＼
おかしいのだけれども、七十一條で遅
滞なくやつて、検査をして、七十二條で
買取するものをきめると、こう言
つておる。そうして、そのときに成功
をして、ゆるゆる期限内に開拓の目
的を達しているものは、これはちつと
も不安心がない買わさるべきですか
ら。買取がされないのですから、
不安心なもの、開拓をしない。その
開拓民はふ／＼だからして、何にも
するのなし、しないでもないという
開拓民を救助するための一つのこれは
但書だと私は解釈するほかない。それ
は私はおかしいと思う。公企労法の中
でそういうことをやるのはおかしい。

○政府委員(平川守君) この期限を付
しまして、その間に完了するというこ
とが飽くまでも原則であります。原則
でありますけれども、併し実際の場合
にはいろいろ／＼なケースがあるわけ
です。そこで七十二條は買取することが
できるという規定であつて、一定の何
月何日に調べて、そうしてその面積を
測つて見て足らなければ当然買取にな

るといふような規定ではないのであつ
て、やはりその事情を調べて、国が買
収しようと思へばできるという規定を
七十二條には置いておるわけですね。従
いまして、七十一條で遅滞なく検査を
し、その検査の結果開墾の面積が若干
足りないかつたとか、いろいろ／＼なケース
があるだらう。そのときにこれは大体
開拓について不熱心なものである。こ
れは買取して他の開拓者に与えたほう
がよろしいと、よいと判定すればすぐ
に国が買取してしまふ。又多少余裕を
見てやるほうがよろしいと思へば、こ
れは必ずしもすぐに買取しなければな
らないというわけではない。併しそう
いふ場合において、検査をしたあととい
つてまだつてもはつきりしたことは言
つてくれないというのでは困るの
で、三年間経過したものならばこれは
もはや買取しないことにきめると、併
し国としてはその間において状況を見
て、はつきりと買取するかしないか
をきめるべきだと、こういう意味の規
定であるわけですね。

○三浦底雄君 私はこの法律でいう、
することができるといふ言葉の解釈を
今更開こうとは思わないです。けれ
ども特に、但し云々と書いてあること
は、一連、一貫としての開拓を促進し
たい。開拓を促進するためにできるだ
けの好条件を今よりもつと増して、
その目的を達成したいという非常な熱
心なあれに対して、このところの但
書があるというところは、全く木に竹を
懸いたというか、蛇足というか、或いは
開拓農民をして何か迷わせて、期限は
あるけれども、まあせんでもいすれ三
年たてばわしの物になるのだというよ
うなことで、大きな目的を達し得ない

ようなことの材料に使われては全く残
念だと、こういう意味で私は言つてい
るので、この但書というものは、そうい
う意味であるというのなら私はどうも
了解がつかない。まあ私は一先ず以上
で打ち切ります。他のかたが待つておら
れるようですよ。

○片柳真吉君 関連して伺います、
只今の三浦さんの七十一條、七十二條
の関連の応答を聞いておりますと、私
も多少七十二條の規定は、農地局長の答
弁の趣旨はわかりませんが、方法として
は必ずしも適當ではないのじやないか
という突は感じを持つたわけですね。要
するに、七十一條で遅滞なく検査をし
て、而も三年間或いは国から買取さ
れるかも知れない、或いははつきりし
ないかも知れないというのを検査をして、
三年間経過したものならば局長
の答弁の趣旨とはむしろ合はんじやな
いか、検査したならばその結果を遅滞
なく、むしろ通知をしたほうが私はい
いんじやないか、これは買います、こ
れは大体よろしいから買わないという
ふうに、むしろ検査の結果を当事者に
すぐ書面等で知らせたほうが、今言つ
た三年間はわからないのですから、国
から或いは買ひ戻しをされるか、その
三年間というものは、必ずしも当事者
にとつてはどうも短い期間ではないと思
うので、検査をした結果買収が買わな
いかということをする通知をしたらど
んなものでしょうか。局長の趣旨はわ
かるのですが、方法論としてはどうも
三浦さんの御意見を聞いておると、買
収することができるといふ選択権があ
りますから、確かにそれは不安心に
なる。ですからむしろ通知をすぐした
らどうかという感じを持ちますが、ど

んなものでしょうかこれは。

○政府委員(平川守君) これは検査を
しまして、開墾の完了しておる場合は
問題ないわけですね。その場合にこれは
もう成功したと、こういう通知をして、
これはもう七十二條の買上げはやりま
せん、こういう通知をすることは勿
論結構であります。ただ期限が切れま
したけれども、例えば病人が出たとか、
或いは何か特別の事情によつていわゆ
る期限までに開墾は完了しておらない、
併しまだ一年なり二年の余裕を持たせ
ればこれは立派に開拓者として成功す
る見込みもあり得る、こういう場合もあ
り得るわけですね。そういう場合には、
今の検査後の何年間は待つてやろう
と、その間において、もう一遍三年なら
三年の間の適當な時期において完成す
ればよろしいし、完成しなければ買上
げを行なつてしまふ。その外に何か憂
慮すべき事由がなく開墾を完了してお
らないという場合には、すぐ直ちに買
上げをしてしまふ。憂慮すべき事情の
あるものは若干期間を待つてやる。そ
ういう方法で以て三年間なら三年間の
期限において見をすつかりつけるとい
う趣旨であるわけですね。これは実情を
申上げますと、法制局のほうの意見も
ございまして、やはりこれは一種の時
効のような意味で期限を明確にして置
いたほうがよろしいという、こういう
意見が法制局のほうにもございまして
入れたわけでございます。実情から申
しますと、只今の若干の猶予期間とい
うものを見てやつて、その間にはつき
り見をつけるという、こういうことで
我々としては十分なわけでありませ
ん。

○片柳真吉君 非常に温情的な措置で
あることはわかるのですが、ただ三年
間検査に來られて、開墾は努力したけ
れども、病人等があつてどうしても完
了しておらない。そうしてその検査官
は帰つて来て、三年間はこれは或いは
買戻しをされるかも知れないというこ
とになれば、開墾にもこれは熱が入ら
んでしようし、むしろ開墾を完了でき
ないという事情は、過去の事実で、む
しろその可否を判断してよろしいので
あつて、或いは病人があつて、普通な
らばできる所ができなかつたのだ、そ
ういふところは又買戻しをしませ
んと、こういうふうにはつきり言つてや
つたほうが私はいいのじやないか。で
すから、或いはこれを時効という意味
で置くにしても、少くとも政府当局で
はできるだけ早くどつちかにきめてや
つたほうが、三年間とにかく熱が
入らんだらうと思ふ。とにかく開墾が
完了しておりませんと、場合によつて
は国が又買戻しをする。これでは開墾
に精を出す馬鹿はないと思ふのであつ
て、これは或いは又修正案というもの
が出ますれば又申上げるかも知れませ
んが、それだけ申上げておきます。

○政府委員(平川守君) 只今の点は誠
に御尤もでございますので、開墾を完
了しておらないけれども、憂慮すべき
事由があるという場合には、一つ本人
に、例えば期限を切つて通知をしまし
て、何年間にこれだけやらなければ買
収しますよというように通知する
と、いふような手続をとりたいたいと思
います。

○山崎恒君 私はこの農地法案の今回
改正されようとする趣旨は十分わかる
のでありますが、とにかく今回の法案
が従来の三つの法案を一括して出され
たというふうな点からいまして、

その内容等につきまして、従来の農地調整法というような面から見ますというと非常に町村農業委員会或いは県の団体の農業委員会というものが現に輕視されてはいはせんか、いずれも知事の許可制をとつておりまして、ただ農業委員会等の意見を聞くという程度のもので多く織込まれているのですが、こういうような点から見まして、この法案の審議に当りまして、局長の説明、答弁等開いておりまして、どうも民主化ということが十分織込まれておりますというようなことを、むしろ農地改革そのものが基本的に民主化である。而も日本の農地改革が世界的に非常に高く評価されているというゆえんのものは、それは一つの基本になつてゐるという点からいたしまして、一応この現在の段階には、第一の段階といたしまして、農地改革が成功された、こゝにいわれておりますけれども、この三つの法案の今回の一括した法案を見ますというところ、これを盛り上げようとするところ、締りを作りますところの、而も相談役になるところの農業委員会そのものが非常に輕視されてはいやしないか。かように思うのですが、さような点の見解は如何であるか、その点の一つお伺いしたいと思ひますが、如何でしようか。

○政府委員(平川守君) 委員会の従来の法律、政令で持つておりました権限の中で、比較的變つておりますのは、いわゆる買取計画とか或いは荒渡し計画とか、こういうことについて、そういう制度を今回は大体やめたわけであります。先般申上げましたように、作農創設特別措置法によりまして、

いわゆる一括買取式の大面積を各村で買取をして、大面積を配分する、こういう方式の買取売渡し方式をやめまして、今後は、今後新たに発生する不在地主とかというようものが発生した場合に、その土地を適当な自作農たるべきものに強制譲渡せしめるといふ方式に変わりましたのであります。そのために従来の一括買取方式では、先ず買取の計画を立てまして、今度又着渡し計画を立てるということを経営委員会等でやらしておたわけでありまふ。その根本の方法が変わりましたために、その部分はなくなつてゐるのであります。併し農地調整法等の各種の小作関係の調整等に対する権限その他は特別變つておらない。ただ強いて申上げますれば、未墾地の買取について先般申上げましたように、農業委員の、県農業委員の人々を開拓審議会上に統合して、いづれも県知事が会長とする諮問機関でありますが、これを統合しようということにした点が變つてゐるわけでありまふ。

そのほかの関係におきましては、特に農地調整法等の関係等は全然變つておりませんし、自作農創設特別措置の関係は先ほど申しましたように、計画売渡しの点が全然なくなつた、制度そのものがなくなつたということでありまして、特にその委員会の権限を記されたというところはないわけでありまふ。衆議院のほうで県農業委員会の意見を聞くということに修正案が可決されましたが、あの部分は現行法にもいふことでありますから、むしろそれだけプラスのことでありまして、法案おきまして、それ以外には特別のことはないわけでありまふ。

○山崎恒君 この農業委員会の今後の活動面といたしましては、本法案に十分これを織込まれているものをどういう工合に研究して行くかという点が相当多いのであらうと思うのですが、殊にこの法律案には交換分合の問題が殆んど見えないのですが、そうした面についてはどう考えておりますか。一つはこれからの一応零細されたところの、分断されたところの耕作そのものに對しましては、交換分合等の問題が非常に強くこれから出て来やせんかと、かように思うのですが、その点は如何でございしますか。

○政府委員（平川守君） 交換分合の問題は、これは土地改良法のはうの規定に入っております。その規定によつて農業委員会がこれにタツチして行なつて行くことはできるわけでありませう。

○山崎恒君 次に、その法律によりまして今後零細農家のいよ／＼深刻になつて来る農村状態から見て、特にこれを譲渡とか或いは小作の問題とか、或いはそれに伴いますところのいよ／＼の問題等に関しまして、今後農村の苦境がいよ／＼深刻になつて来る点がありまして、現にすでもう東北地方におきましては、人身売買すら非常に多く行われているというような点は、如何に土地を持つておりまして、その土地が單に生産するのみのものであつて、土地そのものに對しましては何らの金融上の裏付がない。こういうような状況からいたしまして、いわゆる提案理由の説明におきましても、今後殘されている問題は担保金融の問題が殘されている、こういうようなことも説明せられているのでありますが、昨日

も委員長からの発言では、再び地主的に戻ることを恐れるために十分この資金の面を考えなければならんというような意見が出たのでありますが、この担保金融の問題等について現に農村の実情を見て参りましても、単に営農的の、この再生産のために肥料の購入だとか或いは農機具の購入というふうなもののための資金というものは、これは或る程度は農業協同組合なり或いは農村、漁村の金融融資の方法の途も開かれているのでありますが、それ以外に現在では中ぐらゐの農村において資金の必要が起るといふような場合に、現在の農家においては何ら土地を持つておつても、實際上におきまして信用状態からいつてそれだけの信用がついていない。こういう点はこれは實際上の問題からいつて事実である。例えば金融業の銀行等から見ましても、農村が、農家そのものは殆んど相手にされないといふような実情にあるのですが、こうした点から見て局長の昨日あたりの説明によりますという、実際問題としては、公共の福祉のためにこれはそうした点が強く考えられているので、そうした点は特に担保等の問題については考えておらないような説明であつたのでありますが、この社会的に信用を得るのにはやはり財産であつて、その財産そのものは持つておつても何だか無価値に等しいところの実情であるからというところから考えますれば、これは担保金融というものは途が開かれておらなかつたならば実際問題として社会的に信用がつかない、かように思われるのですが、そういう点についての見解は如何でございませうか。

○政府委員(平川守孝) 農家の必要とする資金はいろ／＼あると思うのでありますけれども、大体の私どもの考え方としましては、長期金融につきましては長期特別会計の制度を大いに利用して行く。それから短期の資金については農業手形の制度を拡充強化して行く。その他のこれに盛込まれない不時の出費でありますとか、相続の場合でありますとかいような場合について農地担保金融ということが考えられるのじやなかろうか、つまり農家の所要資金をできる限りいわゆる政府資金的な金融機構で以て土地を担保にすることなしに借りられるようにすることがいいのじやないか、土地の担保というものはもう最後の手段であります。農民としてはもうどうしてもほかには方法がないというときにこれを出すことでないと、下手をすると、いろ／＼な生産上の金融にすぐに土地を担保にとられてしまふという虞れもあるのじやないか。特に農地を担保にするという問題について非常に深く考えなければならぬと思ひますのは、農地と申しましても担保力を殖やそうといたしますと結局最後には耕作を手放すところまで担保に入れる、つまり耕作権も含めた農地を担保にするということでありませんと担保力として非常に低いわけであります。一方において小作料というものを抑え、小作料を統制しております限りは、単に小作地としての、つまり下地権と申しますか、耕作権を除いた地主としての土地所有権というものはどうしてもこれは小作料から還元された価格以上に出ることはできないわけであります。従つて担保としてもこれ以上の担保価値は発生することは

か殖やす方法を考えているかどうかどうかと……。

○政府委員(平川守君) これはまあできることならばそういう人々にもすべて堅実な農家になり得る程度の土地を与えたいわけでありませけれども、併し非常に限られた農地でありますために結局この六百数十万戸の農家の中でどういふ農家に先ずこの限られた狭い農地を与えるかというその順位の問題にまあなると思うのであります。そういう問題として考えますと、いわゆる飯米農家程度の農家というものはこれを更にこれに新らしい土地を与えて一町歩程度の自作農にするということはなか／＼望み得ない、實際問題として。そこで狭い農地を分配するには専業であるけれども農地が足りないという者に先ず優先せしめて、三反歩以下の農家というものは場合によつては他のはうに転業するということも止むを得ないのじやないかというふうな、つまり第二の順位に考えておるといふまあ考え方であります。

○島村亶次君 御馳走が出ましたので眼け覚ましになりましたから少し質問を申上げてみたいと思ひます。私の承わりたいと考えます点は、今回の農地法第十二条によりまして政府が買上げる場合の価格が五千円を予定されておるようであります。ところが、これはいわゆる強制譲渡でありまして、双方の意が調われない場合に政府が買上げるということだと思ふのであります。が、併し一旦自作農の創設ができたときでも、只今山崎さんのお話のように金融上の措置とか、その他で止むを得ず売買するということがつまり耕作者間で、或いは土地を耕作したい

すが、そういうような場合に對する措置は別途何か事務的に処理するような考えを持つておるであらうかどうか。それから併せてもう一つ承わつておきたいと思ひますのは、農家が先ほどもお話になつたように非常に借金をした、そしてそれは事實上担保に入つてゐる、そこで債権者のほうから言へば、耕作権をそのままにしておいても所有権を甲から乙に移しておつて、それが或いは五万円か八万円の価格に事実上売買される、そして所有権の移動が行われるというようなことも想像せなくちやならぬと思ふのであります。この場合には農家自身は、借入をした農家から言へば高いことを望む、而して債権者が若し他の高利貸等の場合におきましては、これはともかくも第三者的に非常に高い価格でその値段を釣上げて、そしてまあ耕作権だけを残すというようなことで、農家が非常に惨な姿になるということも予想せられんことではないと思ふのであります。そういう場合においては、折角この農地法においてそのものの制限を行なつて而して価格については制限をせないということはどうも矛盾をするような感じもするのであります。只今の説明によつて許可の場合にこれをやるということですが、それだけではどうも不十分な感じがいたすのであります。その点に對して更に一つ御意見を承わつてみたいと思ひます。

○政府委員(平川守君) 価格の問題につきましては、農業委員会は意見を申しますけれども決定は知事でありま

す。知事が判断をしきめるわけでございます。それから勿論これに對しては訴願訴訟等ができるわけでありま

す。それから担保に提供いたしました場合に、非常に高利貸その他が高く、これを耕作はせしめておきながら高く引取ることがありはしないかというやうな御心配でございますが、この農地の所得につきましては、すべて堅実な自作農たるもの以外には買えないことになつておりますから、従つて高利貸が堅実な自作農でない限りは、本人が堅実な自作農でない限りはこれをかうことはできませんし、又その他のみずから耕作せざるものがこれを競落することでもできませんし、そういう移転が行われる心配は一応ないことと考えております。

○島村軍次君 一応これで質問を打ちりまして明日継続することです。本日御散会を願ひます。

○委員長(羽生三十七君) 明日継続をいたします。

それでは本日はこの程度で散会をいたします。

午後四時十八分散会

昭和二十七年十月三十一日印刷

昭和二十七年十一月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局